

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年7月22日掲載)

9/1 修正

No.56	「育児期間中の保険料の取扱い」について、日本と諸外国を比較せよ。										
解答	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 600 584 651">国名</th> <th data-bbox="592 600 1339 651">育児期間中の保険料の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 663 584 1375">日本</td> <td data-bbox="592 663 1339 1375"> <p>①子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。</p> <p>②育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3か月間の報酬月額平均が次回の定時決定までの標準報酬月額とされる。</p> <p>③3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。</p> <p>④このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資するという次世代育成支援の観点から設けられているものであるが、それと同時に、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面があり、このため保険料免除期間に係る給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1386 584 1664">ドイツ</td> <td data-bbox="592 1386 1339 1664"> <p>①育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。</p> <p>②さらに、2002年に施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で報酬を年金計算上高く評価する措置がとられた。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1675 584 1861">イギリス</td> <td data-bbox="592 1675 1339 1861"> <p>①16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がない者については、基礎年金の額の算定にあたって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(または20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1872 584 2002">フランス</td> <td data-bbox="592 1872 1339 2002"> <p>①女性の被保険者が、子が16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定にあたって、子1人につき2年間加入期間が加算される。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	国名	育児期間中の保険料の取扱い	日本	<p>①子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。</p> <p>②育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3か月間の報酬月額平均が次回の定時決定までの標準報酬月額とされる。</p> <p>③3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。</p> <p>④このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資するという次世代育成支援の観点から設けられているものであるが、それと同時に、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面があり、このため保険料免除期間に係る給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われている。</p>	ドイツ	<p>①育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。</p> <p>②さらに、2002年に施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で報酬を年金計算上高く評価する措置がとられた。</p>	イギリス	<p>①16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がない者については、基礎年金の額の算定にあたって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(または20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。</p>	フランス	<p>①女性の被保険者が、子が16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定にあたって、子1人につき2年間加入期間が加算される。</p>
国名	育児期間中の保険料の取扱い										
日本	<p>①子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。</p> <p>②育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3か月間の報酬月額平均が次回の定時決定までの標準報酬月額とされる。</p> <p>③3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。</p> <p>④このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資するという次世代育成支援の観点から設けられているものであるが、それと同時に、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面があり、このため保険料免除期間に係る給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われている。</p>										
ドイツ	<p>①育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。</p> <p>②さらに、2002年に施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で報酬を年金計算上高く評価する措置がとられた。</p>										
イギリス	<p>①16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がない者については、基礎年金の額の算定にあたって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(または20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。</p>										
フランス	<p>①女性の被保険者が、子が16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定にあたって、子1人につき2年間加入期間が加算される。</p>										

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		②さらに男女少なくとも3人の子を養育(16歳になるまでの間に少なくとも9年間自身か配偶者が養育したことが要件)した被保険者は、年金額を10%加算される。
	スウェーデン	①育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保証される一定の配慮を行っている。 ・育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 (1)子の出生年の前年所得 (2)16歳以上65歳未満の全期間の平均所得の75% (3)現実の所得に基礎額(37,300クローネ)を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。
	アメリカ	①特に措置はとられていない。

(注)「問題 50 「育児・介護休業法」における「継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置」を挙げよ。」、「問題 72 「育児・介護休業法」の概要を述べよ。」を参照のこと。